

## 令和3年第7回仁木町教育委員会定例会会議録

令和3年7月30日、仁木町役場「委員会室」において、第7回仁木町教育委員会定例会を開催。

●出席委員 岩井教育長、加藤教育長職務代理者、関井委員、関委員、渡委員

●会議に参加した者 奈良次長、濱田主幹

岩井教育長	午後1時30分、開会を宣言。出席者は教育長及び教育委員4名であり、過半数に達しており、会議は成立した旨を宣する。
	日程第1、会期決定を上程。会期は、本日1日限りとする旨を宣する。
	日程第2、会議録承認を上程。
	異議なきかを問う。
全員	なし。
岩井教育長	日程第2、会議録承認について承認する旨を宣する。
	日程第3、教育長事務報告について上程。
	議案により41件について説明。
	質疑なきかを問う。
全員	なし。
岩井教育長	日程第3、教育長事務報告について承認する旨を宣する。
	日程第4、報告第1号 令和3年第2回仁木町学校給食運営委員会に関する件について上程。
	事務局に説明を求める。
奈良次長	議案により説明。
岩井教育長	質疑なきかを問う。
関井委員	決算の数字に大幅な差があるのはコロナの影響か。
奈良次長	そうです。収入も減っていますが提供数も減っているため、その分差があります。
岩井教育長	他に質疑なきかを問う。
全員	なし。
岩井教育長	日程第4、報告第1号 令和3年第2回仁木町学校給食運営委員会に関する件について承認する旨を宣する。
	日程第5、報告第2号 令和3年第2回仁木町学校給食献立原案検討物資選定委員会に関する件について上程。
	事務局に説明を求める。
奈良次長	議案により説明。

岩井教育長	質疑なきかを問う。
全員	なし。
岩井教育長	日程第5、報告第2号 令和3年第2回仁木町学校給食献立原案検討物資選定委員会に関する件について承認する旨を宣する。
	日程第6、議案第1号 仁木町学校管理規則の一部を改正する規則に関する件について上程。
	事務局に説明を求める。
奈良次長	議案により説明。
岩井教育長	質疑なきかを問う。
全員	なし。
岩井教育長	日程第6、議案第1号 仁木町学校管理規則の一部を改正する規則に関する件について承認する旨を宣する。
	日程第7、議案第2号 仁木町学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱に関する件について上程。
	事務局に説明を求める。
奈良次長	議案により説明。
岩井教育長	質疑なきかを問う。
全員	なし。
岩井教育長	日程第7、議案第2号 仁木町学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱に関する件について承認する旨を宣する。
	日程第8、議案第3号 長期休業期間等において新たな週休日を連続して設けるため町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の制定に関する件について上程。
	事務局に説明を求める。
奈良次長	議案により説明。
岩井教育長	教育委員会でも毎月、学校の先生の時間管理をしています。今のところやはり教頭先生がどこの学校も残業時間が100時間を超えるような状況が生まれており、一般の教員も多い人であれば60時間70時間という人もたくさんいます。解消は難しいのではないかと思っていますが、こういう要領を作ることによって、例えば夏休みに勤務した分冬休みを取っていただくということで、臨機応変の対応がとれるような形での要領制定ということで考えております。先ほど次長からお話したとおり全員がこれをやりなさいということではなく、特に時間外の多い先生はこれを適用しながら、少しでも自分の時間や子どもに向き合う時間を作っていただきたいという意図での制定ということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。
	質疑なきかを問う。
全員	なし。

岩井教育長	<p>日程第8、議案第3号 長期休業期間等において新たな週休日を連続して設けるため町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の制定に関する件について承認する旨を宣する。</p> <p>日程第9、議案第4号 仁木町学校教育情報セキュリティポリシーの改正に関する件について上程。</p> <p>事務局に説明を求める。</p>
濱田主幹	議案により説明。
岩井教育長	質疑なきかを問う。
渡委員	セキュリティの関係で被害にあった学校はまだないのか。
濱田主幹	過去に事例はありましたが、GIGAスクール構想になってから学校のネットワークが整備され、システム的なものを集中管理できるようになりました。システムもかなり更新され、学校の先生が何をどう使っているかログも見るができるようになっていきます。そのため、万が一何か起きてもログを見ながら解析できます。USBについても機器によりますが、子どもの重要なデータが入った機器についてはUSBを認識しないようにしておりますので、最近はおこっておりません。
岩井教育長	だんだん高度になってきているため、我々だと理解が難しい部分が多いです。ただ、学校の先生については子どもの情報を扱っており、学校の機器についてもウイルスに侵されるのは非常に危険なため、セキュリティポリシーを作って対応していけば、特に危険はないのではないかとということで対応しております。もう夏休みに入っており、今回は子どもたちのタブレットの持ち出しはしていませんが、今後可能であれば子どもたちにタブレットを自宅に持って帰ってもらって、家庭学習に使えるような環境を整えることができれば良いのではないかと考えていまして、もう少し勉強が必要だと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。
濱田主幹	ハードルが大きいというのがあって、一つ目が家庭に持ち帰ることになると、皆さんクラウドにデータを置いてしまっているの、インターネットに接続しないとデータが抜き出せません。そうすると各家庭に光回線が入っている必要がありますが現状では入っておらず、仁木町内でも何件か契約されていない方もいます。そもそも銀山地区には光回線が入っていない、持ち帰っても使える子どもと使えない子どもが出てきてしまいます。もう一つがセキュリティの問題というのがあり、セキュリティポリシーにも記載のあるとおり、持ち帰った場合のネットワークのセキュリティを確保するようになっていきます。家庭に持ち帰って家庭のネットワークに接続してしまうと、家庭のネットワークのセキュリティに乗っかってしまうので、その確保というのが今の現状では難しいと感じています。将来的にはデジタル教科書が普及していけば家庭でもデジタル教科書を使う形になってくると思っておりますので、そちらの進め方というのをお考えいながら、

システムの公開も必要になってくるかもしれませんが、その辺を含めながら行っていくというのと、iPadは遊びではなく学習の道具だということを保護者の方にも理解していただく時間も必要になってくると思うので、学校と共同で説明しながら進めていきたいと考えております。

岩井教育長  
全員

他に質疑なきかを問う。

なし。

岩井教育長

日程第9、議案第4号 仁木町学校教育情報セキュリティポリシーの改正に関する件について承認する旨を宣する。

日程第10、議案第5号 仁木町立学校における働き方改革アクション・プラン（第2期）の策定に関する件について上程。

事務局に説明を求める。

奈良次長

議案により説明。

岩井教育長

質疑なきかを問う。

加藤職務代理者

理想なので現実とは違うと思うが、時間を過ぎたら電話に出ないとなると保護者から色々言われるのではないかと思う。

奈良次長

今教育局から留守番電話を置くよう調査が入っています。置かないとどうして置かないのか言われると思います。

加藤職務代理者

置くことやこれを目指すことは悪いこととは思わないが、現実には即しているかと言われればそうでもないのではないかと。保護者が学校に期待している範囲が膨大だと思う。何かあったら、学校の先生は何していったんというようになってる現実を見ているので、保護者に教員の仕事としてやっているということをして一生懸命説明しないと、子育てをやってもらってる感覚があると思う。そこを変えていかないと、現実とは合わないのではないかと思う。

奈良次長

137 ページに記載してある登下校に関する対応についての代表例ですが、保護者からはどうして学校でやらないのかという話になってしまうと思います。

岩井教育長

仁木小学校ではこの間まで、1年生は危ないのにどうして先生が学童保育まで送っていかないのかという苦情が毎日のように入っていました。ただ、学校側としてはそこは本来学校がすべき仕事ではないと言っても、保護者の方がなかなか理解していただけないです。安心警ら隊や交通安全指導員などをお願いしていますが、その方たちも常時来れるわけではないので、学童の先生と常時連携しながら対応している部分はありますが、家から送り出した後は学校の責任だという保護者の方が非常に多いのではないかと思います。学校の先生がして当たり前だった業務の中で、本来教育委員会や役場がしなければいけない業務が結構ありました。例えば給食費の集金を学校にお願いしていますがそれはおそらく学校の業務ではなく、給食センターは役場の組織のため、本来は役場の仕事なのではないかと思

ます。そのようなところを考えていけば今まで学校にお願いしていた業務がたくさんあって、昔からそうしてきたから気づかないところであり、本当に先生方の仕事か考えたときには、おそらくその中のいくつかは地域の方に協力していただいたり、教育委員会がしなければいけない部分があると思います。それも今回のアクションプランの中に盛り込んでおりますので、少しでもそれに近づけるような形の中で、この3年間で取り組んでいきたいと思っております。

関井委員  
岩井教育長

学校の先生方がこれは役場でしてくださいということはないのか。  
先生方は直接保護者から苦情が来たときに、保護者から学校の仕事だと言われたら、それに対して反論出来ない状況みたいです。給食の関係については、学校からは早く役場で徴収していただけると助かりますという話はされています。

関井委員  
岩井教育長

他に学校から要望はないのか。  
例えば仁木小学校から、遠足などを地域の方と一緒にやることによって地域との交流を深めたり、先生の負担が結構減るのではないかとということで、ハイキング大会と遠足を一緒にやりたいという要望は、学校側からも若干上がってきている部分はあります。

奈良次長  
岩井教育長

ボランティアではなくお金を出してですが、既に学校内の清掃や部活動を行っています。これに記載のあることを全部先生がしないということになると、色々大変だと思います。  
部活動の関係だけお話しすると、教育委員会で人を集めるのは難しいです。学校で適応した人間がいるのであれば、雇用は役場ですので紹介してくださいという形で取り組んでいる事例は、仁木中学校の部活の関係で一部あります。先ほどもお話ししましたが、家から出て帰ってくるまでは学校の責任だという意識の方が非常に多いのではないかと思います。例えば入学式の日登校時の見守りについて、先生方は学校で子どもたちを迎える立場のため、今年は交通安全指導員の方が行っていたということですが、今年はいりませんでした。今まで先生方が各道路にいたのに、何で今年はいらないのかという苦情が入ったり、その辺の意識というのは、家を出てから帰ってくるまでは全て学校の管理下だという保護者の方が非常に多いと思います。

加藤職務代理者

保護者が先生に求めるものもあるし、子どもたちが先生に求めているものもあると思う。代わりの方がその業務したからといって、担任の先生とのやりとりではないことに対する子どもの思いも生まれてくるのではないかと思います。

奈良次長

教育の部分に関しては全然それでいいと思います。しつけを学校にお願いするという状況にもなりかねないので、特に銀山の場合は子どもたちが学校の先生に愛情を求めてしまったりしているので、そのようなことは本

- 当は少し違うのではないかと思います。
- 加藤職務代理者 子どもにとっては致し方ないと思う。そこを子どもに理解してもらうのに、先生はこういうことをしないとは言えない。
- 奈良次長 例えば、そのようなことを地域でしていったり、別な人を入れたりなど本当はしての方がいいのではないかと思います。今は学校の先生にさせていただいているのと、教育委員会も指導員を入れてますが難しい部分があります。加藤職務代理者はご存じかもしれませんが、学校の先生になりたいという人が全然いなく、倍率もとても低いです。小学校で1.2倍くらいで少し昔としては考えられない数字なので、それだけ学校の先生のなり手がいないという現状もあります。
- 岩井教育長 例えば1週間に45時間以上の方が10%か20%いますが、実際先生方は給料の4%を時間外手当としてもらっています。4%ということは1か月に換算すれば6時間か7時間ぐらいのお金をもらって、40数時間をサービス残業しているという形になってきているため、費用対効果としてはおそらく時給何百円という感じになってきていると思います。そのため先生方の業務負担を少しでも軽減させるために、このようなアクションプランを作ったり変形労働制の導入など、そのようなことも含めながら行ってはいます。あと学校からの要望としては、 unnecessaryな行事を精選してほしいと今までも言われてきました。 unnecessaryな行事というのは町村によって行っている行事がバラバラで、仁木であれば陸上記録会と音楽交換会は仁木町独自の行事として長年行ってきました。ただ、先生方が入れ替わることによって、何で仁木町まだそんなことしているのという先生方が増えてきます。去年と今年はコロナで出来なかった関係もあり、そのときに入れ替わった先生がどんどん増えてくることによって、先生方の時間もそれだけ長く使うということを主張してきている状況にもなっています。そういうことで本当に必要なのかということ、今年難しいと思いますが来年以降に、私は1つでもいいので町内で交流できる行事は必要だと思っていますが、実態として先生方がその行事を行うことによってどのくらい時間を要するのか、あと授業の関係も何時間か使うことになるので、それにどのくらいの時間を要するのかということも調べながら、検討していただきたいと考えていますのでよろしくお願いしたいと思います。100%というのは難しい部分もあると思いますが、このプランで3年間は目標に掲げている数値を達成するような形で取組をしていきたいと思っています。
- 渡委員 教頭先生が突出して残っているが、している業務が同じだと改善されないと思う。仕事量は同じで時間だけ減らすのは明らかに無理なので、全く違う考えなどは今のところないのか。
- 岩井教育長 前々回の教育委員会の中で先生方の業務分担を定めるところで、今までは事務職員が行う仕事を教頭先生が行っていたりするところが結構

あったみたいで、そこは各学校に見直しをしていただいています。教頭先生が全部行うということではなく、例えば教務主任や事務職員ができる仕事を見直してくださいということで規則を作って学校に送っていますので、そこで改善される部分はあると思いますが、学校という組織上決まりではないと思いますが、教頭先生が1番先に出てきて最後の戸締まりも教頭先生が行うとなると、必ず一番長くなることは間違いないです。教頭先生の仕事が終わって早く帰ることができるような状況があったとしても、他の先生が残っていれば教頭先生は帰れないのではないかと思いますので、残ってる先生がいたとしてもその先生に鍵を預けて帰るなど、そういうことがもし可能であれば、取り組んでいければ良いと思っています。

奈良次長 学校の先生方に今回の教頭の部分も含めて、45時間以内にするのにはどうしたらいいのかというのはアンケートで聞いていますが、先生の数を増やすというのが一番多いです。ただそうするとお金がかかってしまいますので教育費が倍になります。それでもいいのではないかという考え方もありますが、国などはそこまで考えていないみたいです。

関井委員 時間外の正当な報酬を出したら納得するのか。

奈良次長 例えば、役場だと夜に会議をしますと言ったら時間外を出しますが、学校の先生方の仕事はそういう捉え方ではないです。

岩井教育長 先生によっては子どもたちに対する熱量が違います。同じ1年生を担当してる先生が2人いたとしても、その先生のやり方だとか子どもに対する思いによって、1週間40時間する先生もいれば、全くしない先生も中にはいます。そこで時間外ということを考えたときに、本来は校長先生が命令して時間外勤務をしますがそれでは解決できない問題があって、全国一律4%という基準が出来て、払われているというように思います。一生懸命している先生の方が時間外が多いです。なので時間外をしないでくださいともなかなか言えませんし、手を抜くようにも言えないので、我々の指導としては、一定のルールをつくりながらその範囲内でしていただきたいということです。あとは学校の校長先生が、学校管理上どうなのかということは見ていただきたいとしか言えないと思っています。

奈良次長 おそらく、そのうち今の仕組がうまく回らなくなってくると思います。今先生方は一生懸命頑張っていますが、なかなか改善出来ていない状況です。

岩井教育長 校務支援システムを入れたことによって、先生方の作業効率は格段に良くなっていると思います。でも、先生方の考え方としては時間外が減った分違うところに手をかけてしまう先生もいます。そのため、目に見えて減ってこないというのが実態なのではないかと思っています。

関委員 中学校だと部活の時間が先生方の負担になってしまうのか。

奈良次長 仁木中学校はご承知のとおり部活動指導員を配置していますが、他の部

活や銀山中学校はどうなのかというと、部活動をしたい先生もいるみたい  
です。野球は指導者がいましたが、バトミントンや卓球はなり手がいない  
というのがあります。銀山中学校は配置しないのか確認したら、先生方が  
部活動をしたいと言っているということで、そうなるも駄目とも言えない  
です。部活をしたくて先生になったという先生もいると思いますしそこは  
否定しませんが、数字上時間が増えてしまうので難しい部分ではあります。

岩井教育長  
全員

他に質疑なきかを問う。

なし。

岩井教育長

日程第 10、議案第 5 号 仁木町立学校における働き方改革アクション・  
プラン（第 2 期）の策定に関する件について承認する旨を宣する。

日程第 11、協議案第 1 号 当面する教育諸問題に関する件について上  
程。

本件について、秘密会として取り扱うことに異議なきかを問う。

全員

異議なし。

岩井教育長

本件は、秘密会として取り扱うこととします。

～秘密会により割愛～

岩井教育長

次に、2 当面する行事日程について説明。

令和 3 年第 8 回仁木町教育委員会定例会の日程は、8 月 20 日（金）の午  
前 9 時 30 分から開催することといたします。

3 その他について各委員から報告等なきかを問う。

全員

なし。

岩井教育長

日程第 11、協議案第 1 号 当面する教育諸問題について協議を終了する  
旨を宣する。

他になきことを認め、第 7 回仁木町教育委員会定例会を、閉会する旨を  
宣する。

（閉会 午後 3 時 46 分）